

中央区告示第<sup>二</sup>百五十七号

次に記載の納税義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所において送達ができなかったため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十條の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区総務部税務課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年十月二十日

中央区長

山 本 泰



一 氏名 石川 善光

二 住所 神奈川県相模原市南区相模大野五丁目二十八番十五号 トラッドハウス二

〇五

三 送達すべき書類 地方税法第三百三十一條第六項の規定によりその例によること  
とされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五十四條の規定により交  
付する書類



中央区告示第百五十八号

次に記載の納税義務者に対して送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所地において送達ができなかったため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の二の規定により告示します。

なお、当該書類は本区総務部税務課において保管し、当該書類の送達を受けるべき者にはいつでも交付しますから申し出てください。

令和八年十月二十日

中央区長 山 本 泰



一 氏名 箕田 竜一

二 住所 東京都中央区日本橋箱崎町十九番三十五―一四〇二号

三 送達すべき書類 地方税法第三百三十一条第六項の規定によりその例によること

とされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）に関する基本通達第百二十九条関係四の規定により交付する書類



中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年十月二十日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第五十五号

中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月中央区規則第七号）の一部  
を次のように改正する。

第十五条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「職員が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

第三号様式第一面中

|                                             |   |
|---------------------------------------------|---|
| はの0部<br>又外前午で務<br>日以外午前<br>休日のか時に<br>週休日時5間 | 日 |
|---------------------------------------------|---|

を

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| はの10部<br>又外後翌時に<br>日以外午前<br>休日のか時に<br>週休日時午で務 | 日 |
|-----------------------------------------------|---|

に改め、同様式第二面中

|                                             |      |
|---------------------------------------------|------|
| はの0部<br>又外前午で務<br>日以外午前<br>休日のか時に<br>週休日時5間 | 時間 分 |
|---------------------------------------------|------|

を

|                        |         |
|------------------------|---------|
| はの10時勤務<br>又は午後5時<br>に | 時間<br>分 |
|------------------------|---------|

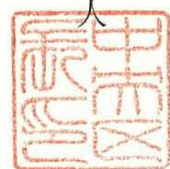
に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十五条第二項に規定する公民権行使等休暇の請求その他の公民権行使等休暇に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年十月二十日

中央区長 山 本 泰



#### 中央区規則第五十六号

中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年十二月中央区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「会計年度任用職員が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第十七条第二項に規定する公民権行使等休暇の請求その他の公民権行使等休暇に係る手続に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

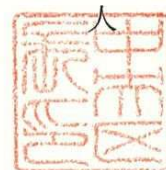


建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十日

中央区長 山 本 泰

人



中央区規則第五十七号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十年三月中央区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の三の見出し中「建築工事施行計画」を「建築工事施工計画」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第六条の二第一項又は第十八条第四項に規定する確認を受けた建築物を除く。

附 則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

